

岡山県公報		発行 岡山県			
目次		担当課（室）		目次	
【告 示】 ○ 指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出 ○ 保安林の解除予定 ○ 保安林の指定施業要件の変更予定 ○ 土地収用法に基づく事業の認定 ○ 道路の区域変更 ○ 道路の供用開始 ○ 都市計画の変更 【公 告】 ○ 一般競争入札の実施 ○ 大規模小売店舗に関する市町村等の意見の縦覧 ○ 農業振興地域の区域の変更 ○ 公共測量の実施 ○ 〃 ○ 公共測量の終了 ○ 〃 ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 ○ 落札者等の決定 【企業局】		指導監査課 治山課 〃 監理課 道路整備課 〃 都市計画課 デジタル推進課 経営支援課 農村振興課 監理課 〃 〃 〃 建築指導課 警察本部会計課		○ 岡山県企業局職員就業規則の一部を改正する規程 （県例規集登載） 【人事委員会】 ○ 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則 （県例規集登載）	
		総務企画課		担当課（室）	

◎岡山県告示第五百五十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和六年十二月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 事業所の名称及び所在地
 - 1 名称 グループホームドリーム
 - 2 所在地 総社市中央六丁目三番地一〇五
- 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
 - 1 名称 特定非営利活動法人UMECドリーム
 - 2 主たる事務所の所在地 総社市中央六丁目三番地一〇五
- 三 廃止年月日 令和六年十二月十二日
- 四 事業所番号 三三二〇八〇〇〇七五
- 五 サービスの種類 共同生活援助

◎岡山県告示第五百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和六年十二月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

倉敷市粒江字清瀧八四八の六・八五六の七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を岡山県庁及び倉敷市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第五百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和六年十二月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
苫田郡鏡野町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第五百六十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり事業を認定した。

令和六年十二月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 起業者の名称

鏡野町

二 事業の種類

鏡野町国民健康保険病院整備事業

三 起業地

1 収用の部分 岡山県苫田郡鏡野町竹田字前田及び円宗寺字地の神地内

2 使用の部分 岡山県苫田郡鏡野町円宗寺字地の神地内

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

鏡野町国民健康保険病院整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第二十四号に掲げる「地方公共団体が設置する病院」に該当する施設を整備する事業であるため、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である鏡野町は、本件事業を「鏡野町過疎地域持続的発展市町村計画（令和三年十二月策定）」及び「鏡野町国民健康保険病院新病院基本計画（令和五年四月策定）」に位置付けており、本件事業に要する経費について財源措置を講じていることから、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有していると認められるため、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(1) 本件事業の施行により得られる利益については、本件事業が完成することにより、患者、病院スタッフの動線が効率的になり、狭隘な医療環境が改善され、患者のプライバシーの十分な確保やベッド搬送、車椅子通行時の不便さの解消が図られ、感染患者と一般患者を分離する動線が確保され、新興感染症の感染拡大に速やかに対応できる医療体制が整備されること、また、洪水浸水想定区域外に整備される免震構造が採用された施設となり、大規模災害時に継続して医療の提供ができるようになることから、地域医療の充実に繋がるとともに、町民が安心して暮らせる町づくりに相当の寄与が見込まれる。

また、本件事業の計画においては、①現病院の近傍地で基幹道路に面しており、交通の利便性が良いこと、②自然災害のリスクが少ないこと、③事業の経済性において合理的であることを条件として、複数の候補地について検討を行った結果、最適となる案を採用している。

(2) 本件事業の施行により失われる利益については、本件事業が環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）等による環境影響評価の対象事業となっていないこと、本件事業に係る土地及びその周辺には保護のための特別の措置を講ずべき重要な動植物及び文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）に定める周知の埋蔵文化財包蔵地が見受けられないことから、軽微なものと考えられる。

(3) (1)で述べた得られる利益と(2)で述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められることから、本件事業は法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

法第二十条第四号の要件への適合性について

4

本件事業については、洪水浸水想定区域内に立地し、狭隘化及び老朽化が進行している既存施設を洪水浸水想定区域外に移転し、地域医療の充実及び町民が安心して暮らせる町づくりに繋がる病院として再整備するものであることから、早急に施行されるべき事業であると認められる。また、収用又は使用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1から4までに述べたように、本件事業は、法第二十条各号の要件を充足すると判断される。

以上により、本件事業について、法第二十条の規定により事業の認定をしたものである。

五

法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

鏡野町役場（総合政策室）

◎岡山県告示第五百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和六年十二月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 総社足守線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
総社市刑部字新田四一二番二地先から 総社市黒尾字正満二二一番一地先まで	三・三〇 三七・六	七四〇・九	
総社市刑部字新田四一二番二地先から 総社市黒尾字壱町田一〇二番一地先を経 て 総社市黒尾字正満二二一番一地先まで	一一・四〇 四〇・五	六三一・四	
総社市刑部字新田四一二番二地先から 総社市黒尾字正満二二一番一地先まで	三・三〇 二〇・〇	七四〇・九	

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 下原船穂線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
倉敷市真備町川辺字長屋三六八番一地先 から 倉敷市真備町川辺字新田一四一八番二地 先まで	新	七・三〇 九・〇	一二五〇・〇
倉敷市真備町川辺字長屋三六八番一地先 から 倉敷市真備町川辺字新田一四一八番二地 先まで	旧	六・二〇 七・一	一二五〇・〇

◎岡山県告示第五百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和六年十二月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始年月日（時間）
県道	総社足守線	総社市刑部字新田四一二番二地先から 総社市黒尾字壺町田一〇二番一地先を経て 総社市黒尾字木曾橋一三八番三地先まで	令和六年十二月二十三日（十四時）
県道	下原船穂線	倉敷市真備町川辺字長屋三六八番一地先から 倉敷市真備町川辺字新田一四一八番二地先まで	令和六年十二月二十日（十六時）

◎岡山県告示第五百六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により岡山県南広域都市計画区域区分を変更したので、当該都市計画の変更の図書を次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和六年十二月二十日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

計画図のとおり（計画図は省略し、三の縦覧場所で縦覧に供する。）

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課、赤磐市建設事業部建設課

「六一四」政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和六年十二月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 大

1 調達内容

(1) 調達件名

WindowsServer2025 及び WindowsServer2025 接続ライセンス (CAL) 調達

(2) 調達業務の特質等

WindowsServer2025 及び WindowsServer2025 接続ライセンス (CAL) 調達仕様書
(以下「仕様書」という。)による。

(3) 納入期限

令和7年2月28日まで

(4) 納入場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県総務部デジタル推進課

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 入札書の提出の日までに、令和6年度に県が発注する情報通信サービスの調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用されるものに係る競争入札に参加する者に必要な資格(令和6年岡山県告示第26号(情報通信サービスの調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。)に定める資格をいう。)を得ている者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県から岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

(5) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。

3 競争入札参加資格確認申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者は、次に掲げるところにより、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 入札参加資格確認申請書の交付等

ア 交付期間

令和6年12月20日(金)から令和7年1月14日(火)まで(岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県総務部デジタル推進課システム管理班

電話 (086) 226－7266 (直通)
FAX (086) 235－9737

電子メールアドレス digital@pref.okayama.lg.jp
また、岡山県総務部デジタル推進課のホームページ(<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/20/>) からダウンロードすることもできる。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付等

ア 受付期間

令和6年12月20日(金) から令和7年1月14日(火) まで(休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 受付場所

(1) イの場所に同じ。

ウ 提出書類

入札参加資格確認申請書

エ 提出方法

持参又は書留郵便若しくは信書便による送付(以下「郵送等」という。)によるものとする。

(3) 結果通知等

2(1)及び(2)の競争入札参加資格について審査し、適合又は不適合であった旨を通知する。また、2(3)、(4)及び(5)の競争入札参加資格については、5の入札後に審査し、不適合と認められた者に対しては、その旨を通知する。なお、競争入札参加資格が不適合と認められた者は、県に対して、その理由について説明を求めることができる。

4 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

令和6年12月20日(金) から令和7年1月14日(火) まで(休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

3(1)イの場所に同じ。

また、岡山県総務部デジタル推進課のホームページ(<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/20/>) からダウンロードすることもできる。

(2) 入札説明会

開催しない。

5 入札及び開札等

(1) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年1月30日(木) 午前10時00分

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県出納局用度課入札室

(2) 入札書の提出方法

次のいずれかの方法によること。

ア 持参

契約を締結する権限を有している者（以下「本人」という。）又は代理人が(1)の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、本人からの委任状を持参し、開札前に提出すること。

イ 郵送等

本人が作成した入札書を封印して、3(1)イの場所を宛先とした配達証明付きの郵便（封筒を二重とし、外側の封筒に「入札書在中」と朱書きし、内側の封筒に1(1)の件名及び(1)アの日時を記載したものに限る。）をもって令和7年1月29日（水）の午後5時までに到着するよう郵送等により提出すること。

(3) 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(5) 契約書の作成の要否

要

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

7 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be procured :
Windows Server 2025 and Windows Server 2025 CAL
- (2) Delivery deadline :
28th February, 2025
- (3) Delivery place :

Digital promotion division, Department of General Affairs, Okayama Prefectural Government,

2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,

Japan

- (4) Time limit for tender :

10:00 A.M. 30th January, 2025

- (5) Contact point for notice :

Digital promotion division, Department of General Affairs, Okayama Prefectural Government,

令和6年12月20日 岡山県公報 第12662号

2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,
Japan

TEL : (086) 226-7266

〔六二五〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりであり、同条第三項の規定により、これらの意見を縦覧に供する。

令和六年十二月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 意見の対象となった届出

令和六年岡山県公告第四一三号で公告された大規模小売店舗の新設

二 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 総社ファッションモール

所在地 総社市井手字古頃一〇七六番一ほか

三 意見の概要

1 市町村から聴取した意見

特になし

2 市町村の区域内に居住する者等から述べられた意見

大規模小売店舗の施設の配置に関する事、交通安全対策等について

四 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和六年十二月二十日から令和七年一月二十日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔六二六〕農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七條第一項の規定により、次に掲げる農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

令和六年十二月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

赤磐農業振興地域

（「次のとおり」は省略し、その関係図書を岡山県農林水産部農村振興課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

〔六二七〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和六年十二月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

倉敷市福田町浦田 地内	測 量 区 域
公共測量（基準点測量、現地測 量、路線測量及び用地測量）	測 量 の 種 類
令和六年十二月十日から令 和七年二月二十八日まで	測 量 期 間

〔六二八〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和六年十二月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

倉敷市連島町西之浦地内	測量区域
公共測量（基準点測量、現地測量）及び路線測量	測量の種類
令和六年十二月十二日から令和七年三月十四日まで	測量期間

〔六二九〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、赤磐市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和六年十二月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

測量区域	赤磐市岩田及び河本地内
測量の種類	公共測量（基準点測量）
終了年月日	令和六年十一月二十九日

〔六三〇〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和六年十二月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

測量区域	津山市高野山西、 押入及び河辺地内
測量の種類	公共測量（基準点測量）
終了年月日	令和六年十二月六日

〔六三一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年十二月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域 of 名称

津山市高尾字猫淵字猫淵大沼六三九番一、字高田鼻六二六番一、字猫淵表田六二三番一、字若林六二〇番一、字高田六一一番一、六一六番、六一六番二、六一七番一、六一七番二、六一八番、六二二番一、字猫淵六二五番一、六三九番二、六四四番

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

津山市高尾五七三番地の一

日本植生株式会社

代表取締役 柴田 明典

三 許可年月日及び許可番号

令和六年十一月六日岡山県指令建指第三〇九号

〔六三二〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和六年十二月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 調達件名

岡山県警察W A Nシステムで使用する電気通信役務提供業務

二 契約期間

令和七年三月一日から令和十二年二月二十八日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県警察本部警務部情報管理課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 落札者を決定した日

令和六年十月十日

五 落札者の名称及び住所

西日本電信電話株式会社岡山支店

岡山市北区中山下二丁目一番九〇号

六 落札金額

三七、九五九、九〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額三、四五〇、九〇〇円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

令和六年八月九日

◎岡山県企業管理規程第八号

岡山県企業局職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年十二月二十日

岡山県公営企業管理者 片 山 誠 一

岡山県企業局職員就業規則の一部を改正する規程

岡山県企業局職員就業規則（昭和四十二年岡山県企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第十一号イ中「又は」を「、子が在籍する学校等の臨時休業等（学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十条の規定による臨時休業その他管理者が定める事由によるものに限る。）に伴い当該子の世話を行う場合又は」に改める。

附 則

この規程は、令和七年一月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第十五号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年十二月二十日

岡山県人事委員会委員長 安 田 寛

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和三十五年岡山県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第十一号イ中「又は」を「、子が在籍する学校等の臨時休業等（学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十条の規定による臨時休業その他人事委員会が定める事由によるものに限る。）に伴い当該子の世話を行う場合又は」に改める。

附 則

この規則は、令和七年一月一日から施行する。